

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○オープンイノベーションを活用した地域課題の解決、新規事業創出を目指す。

企業、行政の情報発信支援を通して公民連携の促進、企業間マッチングの支援を行う。

○スポーツの現場におけるIT人材の確保、IT導入、実証実験を行い得た知見から地域企業のIT化を支援または事業の育成に寄与する。

（スポーツ選手の運動データ蓄積・分析への協力、Webミーティングシステム、クラウド電話導入支援を行い、業務効率化を促進）

○公民へのスポーツ人材のマッチングを行い、地域社会の健康増進、新規事業の創出、スポーツツーリズムによる地域経済の活性化を目指す。

スポーツを通じた人材誘致を行い、多様な人材が自治体や地元企業と連携し、地域の発展に寄与する「地域人材」を育成し持続的な地方創生に取り組む。

○ゼロカーボンに向けた取り組みへの積極的な参画、支援、企業のマッチングを行う。

省電力化、LED化を促進する企業との協働を通して電力不足、二酸化炭素排出量削減に取り組む。マイボトル促進によるプラスチックゴミの削減による海洋環境保全に努める。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2022 年 2 月 4 日

株式会社 F.C. 大阪

企 業 名

代表取締役 近藤 祐輔

役職・氏名（代表権を有する者）